

## 日本労働年鑑 第27集 1955年版

The Labour Year Book of Japan 1955

## 第一部 労働者状態

## 第四編 労働条件

## 第三章 労働災害と職業病

## 第三節 職業病

## 業務上疾病

一九五三年中における「業務上疾病及食中毒発生状況」(労働省労働基準局労働衛生課調査)は第160表の通りで、発生総件数二万四三八七件は前年に比べ約一〇〇〇件の増加を示す。

なお、業務上疾病一号から三八号までの各号該当疾患は労働基準法施行規則によると左の通りである。

第三十五条 法第七十五条第二項の規定による業務上の疾病は、次に掲げるものとする。

- 一、負傷に起因する疾病
- 二、重激なる業務に因る筋肉、腱、関節の疾病並びに内臓脱
- 三、高熱、刺戟性のガス若しくは蒸気、有害光線又は異物に因る結膜炎その他の眼の疾患
- 四、ラジウム放射線、紫外線、エックス線及びその他の有害放射線に因る疾病
- 五、暑熱な場所における業務に因る日射病及び熱射病
- 六、暑熱な場所における業務又は高熱物体を取扱う業務に因る第二度以上の熱傷及び寒冷な場所における業務又は低温物体を取扱う業務に因る第二度以上の凍傷
- 七、粉じんを飛散する場所における業務に因るじん肺症病及びこれに伴う肺結核
- 八、地下作業に因る眼球震盪症
- 九、異状気圧下における業務に因る潜函病その他の疾病
- 十、製糸又は紡績等の業務に因る手指の蜂窩織炎及び皮膚炎
- 十一、さく岩機、鋏打機等の使用により身体に著しい振動を与える業務に因る神経炎その他の疾病
- 十二、強烈な騒音を発する場所における業務に因る耳の疾患
- 十三、電信手、タイピスト、筆耕手等の手指の痙攣及び書痙
- 十四、鉛、その合金又は化合物に因る中毒及びその続発症
- 十五、水銀、そのアマルガム又は化合物に因る中毒及びその続発症
- 十六、マンガン又はその化合物に因る中毒及びその続発症
- 十七、クローム、ニッケル、アルミニウム又はそれらの化合物に因る潰瘍その他の疾病
- 十八、亜鉛その他の金属蒸気に因る金属熱
- 十九、砒素又はその化合物に因る中毒及びその続発症
- 二十、燐又はその化合物に因る中毒及びその続発症
- 二十一、硝気又は亜硫酸ガスによる中毒及びその続発症
- 二十二、硫化水素に因る中毒及びその続発症
- 二十三、二硫化炭素に因る中毒及びその続発症
- 二十四、一酸化炭素に因る中毒及びその続発症
- 二十五、青酸その他のシアン化合物に因る中毒並びにその続発症その他の疾病
- 二十六、鉍酸、苛性アルカリ、塩素、弗素、石炭酸又はそれらの化合物、その他腐蝕性又は刺戟性の物に因る腐蝕、潰瘍及び炎症
- 二十七、ベンゼン又はその同族体並びにそのニトロ及びアミノ誘導体に因る中毒並びにその続発症
- 二十八、アセトン又はその他の溶剤に因る中毒並びにその続発症その他の疾病
- 二十九、前二号以外の脂肪族又は芳香族の炭化水素化合物に因る中毒及びその続発症その他の疾病
- 三十、煤煙、鉍物油、桐油、ウルシ、タール、セメント等に因る蜂窩織炎、湿疹その他皮膚疾患
- 三十一、煤煙、タール、ピッチ、アスファルト、鉍物油、パラフィン又はこれらの物質を含む物に因る原発性上皮癌
- 三十二、第十四号乃至第三十一号に掲げるもの以外の毒性、劇性その他の有害物に因る中毒及びその続発症又は皮膚及び粘膜の疾患

三十三、患者の検診、治療及び看護その他病原体によって汚染の恐れある業務に因る各種伝染性疾患

三十四、湿潤地における業務に因るワイル氏病

三十五、屋外労働に起因する恙虫病

三十六、動物又はその屍体、獣毛、革その他動物性の物及び、ぼろその他古物の取扱による炭疽病、丹毒、ペスト及び痘瘡

三十七、前各号の外中央労働基準委員会の議を経て労働大臣の指定する疾病

三十八、その他業務に起因することの明かな疾病

また労働省では全国約六五〇事業所、労働者数約四三万人について、疾病による休業、特に欠勤による労働損失時間数を調査したが、一九五一年十一月から五二年二月迄の四カ月間のその調査結果によってみると(第161・162表)、労働者の欠勤率、休業による労働時間の損失率はいずれも外傷によるものに比べて約五倍の率を示している。

## 珪肺

「珪肺関係資料」(労働省労働基準局労働衛生課編、一九五三年三月刊)によると、一九四八年以降、全国の主要な鉱山および珪肺発生のおそれある事業所に対して実施された珪肺巡回検診の結果は第163表の通りである。すなわち一九五二年度までに検診を受けたものの総数は延約六万人を超え、金属鉱業をはじめとして石炭鉱業、窯業、鋳物業、採石業等その数は約八〇〇事業所で、そのうち約一〇〇は金属鉱業である。そして、検診結果における珪肺および珪肺結核または珪肺類似の塵肺に罹患しているものの延数は約一万二〇〇〇人に及び、その被検者総数に対する比率は二〇%となっている。更にそのうち現在の珪肺措置要綱での取扱いで業務上の疾病として補償を受けられる程度の状態にあると考えられるものは約一〇%である。いまのところ罹病率は金属鉱山において最も高く、炭鉱の場合はそれに比べるならば低いといわれている。しかし、従来炭肺乃至塵肺はそれ自身は無害なものといわれ、ただ肺結核の発病や進行を促すという面からだけ顧みられていたにもかかわらず、現在ではこれが珪肺の初期症状であることがほぼ明らかにされているといわれるから、石炭鉱業における被害も決して少くない筈である。ある炭鉱の勤続年数五年以上の坑内夫の検診の結果、一五%の異常を見出したといわれ、また他の調査では勤続五年のものでは五〇%強が塵肺に、二〇%は珪肺一度中程度にかかっており、勤続二〇年では一〇〇%に塵肺を見出し、同二五年では五〇%が珪肺第一度中程度、二〇%が珪肺一度の末期症状であったといわれる(全国炭鉱戦線統一委員会「炭鉱速度」三八号)。塵肺が珪肺の初期症状とすれば、炭鉱労働者の間に異常に多いといわれる肺結核も改めて職業病として見直されねばなるまい。

以上のような労働災害や疾病の外に、労働者が異常に早く労働不能に陥っているという事実も重要であろう。例えば、宇部興産山陽無煙炭鉱における調査によって炭鉱労働者の場合についてみると、採炭夫二九人の労働可能年齢の平均上限界すなわち労働能力喪失年齢の平均は四二・四才であり、掘進夫三四人の平均は四四・九才であり、仕操夫二四人の平均は五一・二才であったと報告されている(「労働科学」労働医学心理学研究所編、二八巻七号)。これによっても炭鉱労働者が甚だしく悪い環境の中で激しい労働を強いられるために、急速にその生命力を消耗して行くことが理解できよう。なお、彼らの坑夫生活の長さをみれば採炭夫平均一三・一年、掘進夫一六・八年、仕操夫二三・七年である。

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

